

トンネル点検業務委託 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

本特記仕様書は、「トンネル点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本特記仕様書に明示なき一般事項は、相模原市「土木設計業務等共通仕様書 平成30年4月改訂」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 履行場所

本業務の履行場所は、相模原市緑区青根ほか地内とする。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日より令和9年1月27日までとする。

第4条 目 的

本業務は、相模原市が管理するトンネルを対象として定期点検（以下、「点検」という。）を実施することで、トンネルの状態を把握、診断し、当該トンネルに係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的とする。

第5条 業務管理

受注者は、本業務の実施にあたり、契約図書に基づき監督員の指示及び承認を得て実施し、明記なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議の上解決を図り、その指示に従うものとする。

第6条 提出書類

受注者は、契約書に定めるものを含め、着手時は、管理技術者届、照査技術者届、点検技術者届、診断員届及び工程表、完了時は、業務完了届、納品書及び成果品を提出しなければならない。

第7条 使用する技術基準等

本業務の実施には、本特記仕様書によるほか、以下の基準等（以下「道路トンネル定期点検要領」（令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課）に準拠するものとする。

- ・「道路トンネル定期点検要領」
（令和6年9月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- ・「道路トンネル定期点検要領（技術的助言）」
（令和6年3月 国土交通省 道路局）
- ・「道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」
（令和6年3月 国土交通省 道路局）
- ・「トンネル定期点検における附属物の状態把握の留意点（参考資料）」
（令和2年6月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- ・「トンネル定期点検における本体工（覆工）の状態把握の留意点（参考資料）」
（令和2年6月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- ・新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月 国土交通省）
- ・点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル）（令和8年3月 国土交通省）

なお、現場点検着手時に点検要領が改訂された場合は、その基準に従うものとする。

第8条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書第7条第3項に定める技術士、RCCM及び土木学会認定土木技術者の内、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

なお、点検技術者又は診断員と兼ねることはできるが、照査技術者と兼ねることはできない。

- （1）技術士の業務に該当する部門は、「総合技術監理部門（建設トンネル、鋼構造及びコンクリート又は道路）」又は「建設部門（トンネル、鋼構造及びコンクリート又は道路）」とする。
- （2）RCCM の該当する業務の指定は、「トンネル」、「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」とする。
- （3）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）の資格分野は、「鋼・コンクリート」又は「メンテナンス」とする。
- （4）土木学会認定土木技術者（上級土木技術者、1級土木技術者）の資格分野は「トンネル・地下」又は「鋼・コンクリート」とする。

2 あわせて以下の業務実績も有する者とする。

過去の同種業務の実績。

同種業務：トンネルの点検に関する業務

第9条 照査技術者

照査技術者の資格要件は、前条（１）、（２）、（３）及び（４）のいずれかを満たすものとし、管理技術者、点検技術者及び診断員を兼ねることはできない。

第10条 点検技術者

受注者は、「点検技術者」を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。点検技術者は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して、各作業員の行動を把握するとともに、各作業員との連絡を密にして点検漏れ等のないように点検調査を実施・管理し、損傷程度の評価を行うものとする。また、点検技術者は、管理技術者と兼ねることができるが、照査技術者及び診断員と兼ねることはできない。なお、点検技術者は複数通知できるものとし、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- （１）技術士の業務に該当する部門は、「総合技術監理部門（建設トンネル、鋼構造及びコンクリート又は道路）」又は「建設部門（トンネル、鋼構造及びコンクリート又は道路）」とする。
- （２）RCCM の該当する業務の指定は、「トンネル」、「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」とする。
- （３）土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）の資格分野は、「鋼・コンクリート」又は「メンテナンス」とする。
- （４）土木学会認定土木技術者（上級土木技術者、１級土木技術者）の資格分野は「トンネル・地下」又は「鋼・コンクリート」とする。
- （５）国土交通省登録技術者資格[※]のうち、「資格が対象とする区分」が構造種別の点検に該当する資格を有すること。

なお、各構造種別の点検に必要とされる「資格が対象とする区分」は次のとおりとする。

構造種別	資格が対象とする区分	
	施設分野	業務
トンネル	トンネル	点検

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（令和 7 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 948 号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

第 11 条 診断員

受注者は、「診断員」を定め、その氏名、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。診断員は定期点検における一連の行為である現地における近接目視、触診や打音による状態の把握、並びに診断所見の提示、対策区分の判定、及び健全性の診断を遂行する知識と技能を有し、これらを遂行し、また、点検調書等の確認を行うものとする。診断員は、管理技術者と兼ねることができるが、照査技術者及び点検技術者と兼ねることができない。なお、診断員は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 技術士の業務に該当する部門は、「総合技術監理部門（建設トンネル、鋼構造及びコンクリート又は道路）」又は「建設部門（トンネル、鋼構造及びコンクリート又は道路）」とする。
- (2) RCCM の該当する業務の指定は、「トンネル」、「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」とする。
- (3) 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）の資格分野は、「鋼・コンクリート」又は「メンテナンス」とする。
- (4) 土木学会認定土木技術者（上級土木技術者、1 級土木技術者）の資格分野は「トンネル・地下」又は「鋼・コンクリート」とする。
- (5) 国土交通省登録技術者資格※のうち、「資格が対象とする区分」が構造種別の点検に該当する資格を有すること。

なお、各構造種別の点検に必要とされる「資格が対象とする区分」は次のとおりとする。

構造種別	資格が対象とする区分	
	施設分野	業務
トンネル	トンネル	診断

第 12 条 情報の保持

受注者は、本業務を実施する上で業務目的以外の情報取得を禁止するものとし、本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

第 2 章 業務内容

第 13 条 業務概要

本業務は、相模原市が管理するトンネルを対象として点検を実施する。

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 業務計画書作成
- (2) 現地踏査
- (3) 実施計画書作成
- (4) 定期点検
- (5) 報告書作成
- (6) 打合せ協議
- (7) 関係機関協議

第 14 条 点検対象施設

本業務における、点検対象施設を別紙「トンネル点検業務委託 点検対象施設一覧」に示す。

現地踏査の結果、対象施設の規格・型式等により点検内容に変更が生じた場合又は、点検数量に変更が生じた場合は監督員と協議するものとする。

なお協議には、必要に応じて、見積の提出を求める場合がある。

第 15 条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集し、業務の目的・仕様などを十分に把握した上で、合理的かつ正確に作業を実施するための作業方法、使用する資機材、人員配置、業務工程計画を立案した業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

業務計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 業務方針

- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時を含む）
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

第16条 現地踏査

別紙「トンネル点検業務委託 点検対象施設一覧」に示す施設の現地踏査を行うものとする。

- 2 現地踏査の内容は、点検に先立ち、施設の立地状況、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況を調査して記録することである。
- 3 現地踏査後、受注者は、点検数量や状況等について監督員に報告するものとする。なお、点検数量や点検手法等の条件の変更がある場合は、監督員と協議するものとし、契約変更の協議対象とする。
- 4 調査のためやむを得ず他人の土地に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て、住民と紛争が生じないように十分注意しなければならない。

第17条 実施計画書作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 点検対象位置図
- (3) 業務実施方針[点検方法]
- (4) 実施体制
- (5) 実施工程表
- (6) 仮設備計画
- (7) 使用建設機械

- (8) 安全管理計画（交通規制を含む）
- (9) 環境対策
- (10) 連絡体制（緊急時含む）

第18条 関係機関との協議資料作成

受注者は、点検において必要な関係機関（交通管理者等）との協議用資料、説明資料の作成及び必要な資料の収集を行い、協議する。

第19条 定期点検

受注者は次の内容のとおり定期点検を行うものとする。

(1) 状況の把握

状態の把握は、対策区分の判定や健全性の診断にあたって必要な情報が得られるよう、点検要領に基づき、「部材単位」及び「トンネル毎」に応じて適切な項目（変状の種類）の確認を近接目視により行うことを基本とする。

また、目視では把握が困難な場合は、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を用いて状態の把握を行うものとする。

点検支援技術性能カタログ（令和8年3月 国土交通省）を参考とし、新技術等の活用を検討するものとする。

(2) 第三者被害予防措置

点検作業時に、第三者被害の可能性のある損傷等（うき、剥離部）が確認された場合は応急措置を行うと共に、遅滞なく監督員に報告を行うこと。

緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに監督員に報告するとともに、補修・補強方法に関する提案等を行うものとする。

(3) 診断

点検後は、点検要領による「部材単位」及び「トンネル毎」の健全性の診断を行い、「部材区分」あるいは「部位毎」、「変状種類毎」について対策区分の判定を行うものとする。

(4) 点検調書の作成

点検結果をもとに、点検要領に定める点検表記録様式の作成を行う。

点検調書の総合所見については、複数の部材の複数の変状等を総合的に評価したトンネルの状態評価が記載される箇所であることから、その判定の根拠と考え方を明確に記載する。

また、第三者被害の可能性のある損傷（うき、剥離部等）の応急措置を実施

した箇所については、応急措置の内容を点検調書に記載する。

その他、道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局）、に定める点検表記録様式、並びに本市が指定する台帳を追記するものとする。

なお、各種様式は、必ず最新版を使用するものとし、入力方法等に条件があるものに注意する。

第 20 条 報告書作成

本業務において作成した資料の整理、取りまとめを行う。取りまとめを行う資料は、監督員との協議資料のほか、関係機関の協議に使用した資料等、本業務を行う上で作成した全ての資料とする。また、点検結果を基に、対策工の検討を行い、提案するものとする。

第 21 条 打合せ協議

打合せ回数は業務着手時、中間 2 回、成果品納入時の計 4 回とし、業務着手時、対策区分の判定協議時及び成果品納入時には管理技術者及び診断員が出席しなければならない。

本業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後すみやかに監督員に提出するものとする。

（1）業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

（2）中間打ち合わせ

現地踏査終了後の点検作業計画打合せ時、対策区分の判定協議時において、中間打合せを行うことを標準とする。

※業務内容を勘案して追加することができる。

（3）成果品納入時

成果品の取りまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第3章 その他

第22条 作業区分

本業務の作業区分は別紙「トンネル点検業務委託 点検対象施設一覧」のとおりとする。

なお、現場条件又は関係機関との協議等により作業区分に変更を要する場合には、監督員と協議するものとし、契約変更の協議対象とする。

第23条 貸与資料

共通仕様書に定める発注者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- (1) 台帳（既存）
- (2) 過去の点検記録（既存）

その他業務履行上必要となった発注者が所有する資料については、協議により貸与するものとする。

第24条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務の「主たる部分」として共通仕様書第28条第1項の他に次の内容を加えるものとする。

- (1) 本業務の計画準備
- (2) 報告書作成
- (3) 本特記仕様書の次の条項に係わるもの
 - ア、「第16条 現地踏査」に係わるもの
 - イ、「第19条 定期点検」に係わるもの

上記のうち、現地作業における補助作業（点検車運転及び交理員等）は主たる業務に含まないこととする。

- 2 業務の一部（主たる部分を除く）を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定は、共通仕様書第28条第2項に示す軽微な部分を再委託しようとするときには、適用しない。

第 25 条 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督員と協議を行うものとする。

第 26 条 関係機関との協議

受注者は、路上で点検を行う際に必要な道路使用許可申請の手続きを行うものとする。

第 27 条 沿道対応

本業務実施中に、沿道の住民及び道路利用者から苦情等があった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに監督員に報告するものとする。

第 28 条 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。なお、保安施設の設置にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」によるものとする。

交通管理者の許可条件等により、作業時間帯等が設計と異なった場合は、監督員と協議するものとする。

また、高所作業による点検を行う際は、労働安全衛生法等の関係諸法令及び条例等を遵守し、実施計画書にその内容を記載することとする。

第 29 条 中間成果の提出

本業務の履行中に監督員から中間成果を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

第 30 条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、紙による報告書と電子データによる報告書を提出するものとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 報告書（概要版及び第 20 条による） | 2 部 |
| (2) 共通仕様書第 17 条第 4 項に示す電子データ | 2 部 |

第 3 1 条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。